

座間市教育委員会 9月定例会議事日程

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
- 5 案 件
 - (1) 議案
 - ア 座間市教育委員会職員の人事について
 - イ 座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱
 - (2) 報告
 - 県費負担教職員の任用について
- 6 閉 会

座間市教育委員会 9 月定例会議事運営要領

日 時	令和 5 年 9 月 1 3 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
場 所	座間市役所 5 階 教育委員会室
会 期	令和 5 年 9 月 1 3 日 1 日間
前回定例会 年 月 日	令和 5 年 8 月 1 6 日
会 議 録	鈴木委員
署 名 委 員	北村委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	44	座間市教育委員会職員の人件について	教育部長
2	45	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	就学支援課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	11	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

経過報告

令和5年9月13日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
8月16日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、有山委員
8月23日	水	市長定例記者会見	教育長
8月24日	木	市中学校総合文化祭 開会式・文化部発表部門	教育長
8月24日	木	教育における情報通信の利活用促進をめざす超党派国会議員連盟（教育ICT議連）と市区町村首長・教育長との意見交換会（オンライン）	教育長
8月29日	火	市議会第3回定例会 開会・提案説明	教育長
8月30日	水	市議会第3回定例会 総括質疑	教育長
9月2日	土	市総合防災訓練	教育長
9月3日	日	秋季学童軟式野球大会・0462.net杯争奪ジュニア軟式野球大会 開会式	教育長
9月3日	日	相模川クリーン推進運動	教育長
9月4日	月	市青少年健全育成大会起草委員会議	教育長
9月5日	火	現代美術展「Swim To……」	教育長
9月6日	水	市議会第3回定例会 一般質問	教育長
9月7日	木	市議会第3回定例会 一般質問	教育長
9月8日	金	市議会第3回定例会 一般質問	教育長
9月8日	金	講演会 地域みんなで参加する「自信のタネ授け」	教育長
9月9日	土	「SDGsエコポスターコンクール2023」作品審査会	教育長
9月9日	土	SC相模原15周年記念ドリームマッチ	教育長
9月11日	月	市長表敬訪問 (安達柊真さん、北大翔さん、座間中学校3年生、ソフトテニス部、関東大会出場／和田紗瑛さん、座間中学校3年生、高城希さん、座間中学校2年生、ソフトテニス部、関東・全国大会出場)	教育長

議案第45号

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

就学援助の認定の範囲を拡大いたしたく提案するものである。

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱（平成27年座間市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「次の」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより準要保護者の適否を決定する。

(1) 保護者又は主たる生計維持者の所得がない又は著しく減少したことにより、前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと教育長が判断するとき 前年所得金額にかかわらず、当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。

(2) 災害の被害等により当該年度中に急激に生活状況が悪化したとき 次に掲げる災害による公的な減免等を受けていることが分かる資料を基に適否を決定する。

ア 座間市市税条例（昭和60年座間市条例第42号）第19条第1項第1号の規定による市民税の減免

イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第4号の規定による保険料の免除

ウ 座間市国民健康保険税条例（昭和34年座間市条例第2号）第23条第1項第1号の規定による国民健康保険税の減免

エ 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による貸付け

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 災害を受けた場合 災害による公的な減免等を受けていることが確認できるもの
第12条第1項中「次に掲げる」を「次の」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市就学援助要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

座間市就学援助要綱新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(準要保護認定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、保護者又は主たる生計維持者の所得がない又は著しく減少したことにより、前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと判断するときは、前年所得金額にかかわらず、当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(準要保護認定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより準要保護者の適否を決定する。</p> <p>(1) 保護者又は主たる生計維持者の所得がない又は著しく減少したことにより、前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと教育長が判断するときは前年所得金額にかかわらず、当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。</p> <p>(2) 災害の被害等により当該年度中に急激に生活状況が悪化したとき 次に掲げる災害による公的な減免等を受けていることが分かる資料を基に適否を決定する。</p> <p>ア 座間市市税条例（昭和60年座間市条例第42号）第19条第1項第1号の規定による市民税の減免</p> <p>イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第4号の規定による保険料の免除</p> <p>ウ 座間市国民健康保険税条例（昭和3</p>

現行	改正案
<p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする者(要保護者を除く。以下「申請者」という。)は、就学援助申請書兼委任状(以下「申請書」という。)又は入学準備金申請書に前年所得金額を証明する書類、振込先の金融機関が確認できる書類及び次に掲げる書類のうち必要なものを添えて教育長に申請しなければならない。ただし、その年の1月1日現在座間市に住所を有し、生計を一にする世帯全員に係る課税資料について教育長が閲覧することを承諾するときは、前年所得金額を証明する書類の提出を要しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請の取消し及び援助の廃止)</p> <p>第12条 教育長は、申請者又は認定者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、申請の取消し又はその該当するに至った日以降の就学援助を廃止することができる。</p>	<p><u>4年座間市条例第2号)第23条第1項第1号の規定による国民健康保険税の減免</u></p> <p><u>エ 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による貸付け</u></p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする者(要保護者を除く。以下「申請者」という。)は、就学援助申請書兼委任状(以下「申請書」という。)又は入学準備金申請書に前年所得金額を証明する書類、振込先の金融機関が確認できる書類及び次に掲げる書類のうち必要なものを添えて教育長に申請しなければならない。ただし、その年の1月1日現在座間市に住所を有し、生計を一にする世帯全員に係る課税資料について教育長が閲覧することを承諾するときは、前年所得金額を証明する書類の提出を要しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害を受けた場合 災害による公的な減免等を受けていることが確認できるもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請の取消し及び援助の廃止)</p> <p>第12条 教育長は、申請者又は認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の取消し又はその該当するに至った日以降の就学援助を廃止することができる。</p>

現行	改正案
(1)～(4) (略) 2・3 (略)	(1)～(4) (略) 2・3 (略)